

## ○北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者の補助組織に関する規則

制 定 平成 19 年 3 月 23 日規則第 8 号

最近改正 平成 30 年 3 月 27 日規則第 3 号

### (会計班の設置)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 29 2 条において準用する同法第 17 1 条第 6 項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計班を置く。

### (職制)

**第 2 条** 会計班に班長及び班員その他の必要な職員を置く。

### (会計班の事務)

**第 3 条** 会計班の事務は、次のとおりとする。

- (1) 決算の調製及び例月検査に関する事。
- (2) 現金及び財産の記録及び管理に関する事。
- (3) 現金（基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。
- (4) 支出負担行為の確認に関する事。
- (5) 支出命令の審査及び支払資料の照査に関する事。
- (6) 収入調定の審査に関する事。
- (7) 有価証券（基金に基づくもの及び担保物を含む。）の出納及び保管に関する事。
- (8) 公印の管守に関する事。
- (9) 財務会計システムの管理に関する事。
- (10) 指定金融機関等に関する事。
- (11) 会計班の経理に関する事。
- (12) 物品の出納管理に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、会計に関する事。

### 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平 20. 4. 1 規則 6）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平 30. 3. 27 規則 3）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。